

西条市農業委員会 令和5年度 第12回総会 議事録

1. 日 時 令和6年3月5日(火) 午後2時00分から午後2時44分

2. 場 所 西条市中央公民館 多目的ホール

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.7%
推進委員 出席者 26名 欠席者 4名 出席率 86.7%

○農業委員出席者氏名

会長代理 23番 真鍋 美鈴

委 員	1番	越智 一志	12番	武方 謙一	21番	余吾 秀利
	2番	明比 典正	13番	鈴木 伸二	22番	岡田 貴洋
	3番	徳増 靖記	14番	武田 弘文	24番	宇野 嘉秀
	4番	一色 達夫	15番	武田 喜義		
	5番	白木あゆみ	16番	曾我部英樹		
	7番	近藤 明弘	17番	武田 安博		
	9番	長谷川孝師	18番	山内ふさえ		
	10番	篠森 均	19番	徳永 耕治		
	11番	真鍋 覚	20番	宇佐美好正		

○欠席者氏名

6番 藤田 孝明 8番 加藤 茂

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	13番	平木 克彦	23番	黒河 祐二
	2番	一色 信之	14番	中川 英隆	24番	渡部 靖
	4番	高橋 滝雄	15番	武田 義臣	25番	佐伯 保親
	5番	伊藤 龍二	16番	山田 好一	26番	佐伯 静雄
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	28番	桑原 俊樹
	8番	宮武 恭宏	18番	楠窪 和彦	30番	日野 貴文
	9番	岡本 省三	19番	菅 辰郎		
	10番	安藤 英利	20番	高木 秀昭		
	11番	近藤 仁志	21番	高橋 寿夫		
	12番	眞田 克彦	22番	佐山 林壺		

○欠席者氏名

3番 加藤 武司 6番 伊藤 正夫 27番 玉井 隆志 29番 小倉 謙治

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 「西条地域の農業の振興に関する計画」の定期的な検証に対する意見の決定について

議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋修平 西部分室長 戸田 徹

事務局次長 高橋徹也

事務局主査 渡邊龍也 事務局主任 宇佐美紀興

農水振興課職員

農業振興係長 越智義文 農業振興係主事 守 歩太

7. 議事内容

事務局	定刻になりましたので、ただ今から令和5年度 第12回西条市農業委員会総会を開催いたします。 皆さま、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。 本日は加藤会長が3月定例市議会に出席のため、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、真鍋会長職務代理者がその職務を代理いたします。はじめに、真鍋会長職務代理者がご挨拶を申し上げます。
会長職務代理者	【会長職務代理者挨拶】
事務局	議事に入る前に前回の総会で越智一志委員よりご質問のありました新規就農の補助金に関して、この10年間で何人の方から申請があって、何人の方が補助金を受けて、現在何人残っているのか、という質問と、また、補助金をもらわずに残っている方の人数を教えてくださいというご質問がございましたが、本日、農水振興課より職員が出席しておりますので、回答の方をさせていただいたと思います。
農水振興課 越智係長	失礼いたします。農水振興課農業振興係の越智と申します。座ってご説明させていただきます。 先月委員さんの方からご質問いただいた件について回答いたしま

す。

国は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、平成24年度から経営が不安定な就農直後の所得を確保する事業を実施しております。令和4年度からは新規就農者育成総合対策として、経営開始後3年間、年間最大150万円を交付、または1千万円を限度とする機械・施設導入の補助を受けることができる制度に変更となっております。当市においては、平成24年度から令和5年度までの12年間で79人の青年就農者を決定し、補助金の交付を行っており、令和6年2月現在では72人の営農継続を確認しております。

なお、青年就農者の早期の自立と経営発展を促す観点から、地域のサポート体制の充実強化が重要です。交付終了後も青年就農者が地域の担い手として農業経営を維持・拡大できるよう、今後も県等の関係機関と連携しながら、適切なアドバイスや支援策を実施していきたいと考えております。

また、補助金をもらわずに就農した方のうち、どれくらいの方が現在残っているかといったご質問があったんですけども、こちらに関しては正確な数字を農水振興課の方では把握しておりませんので、申し訳ないんですけども回答は差し控えさせていただきます。ご了承ください。

事務局 ありがとうございます。
越智委員さん、先ほどの回答でよろしいでしょうか。

越智一志委員 はい。

事務局 それでは、議事の方へ移ります。議事進行は農業委員会会議規則の規定により、会長が行うこととなっておりますので、真鍋会長職務代理者、よろしく願いいたします。

【会長職務代理者、議長席に着く】

議長 失礼します。それでは、ただ今より、令和5年度 第12回西条市農業委員会総会を開会いたします。これより先は、着座にて進行させていただきます。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 それでは、議事録署名人の指名をいたします。
徳永耕治委員、宇佐美好正委員の両委員にお願いしたいと思います。

す。

議長 なお、欠席届ですが、農業委員からは、藤田孝明委員、推進委員からは、加藤武司委員、伊藤正夫委員、玉井隆志委員、小倉謙治委員からでおりますので、ご報告をいたします。

ただ今の出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いいたします。それでは、議事に入りたいと思います。

農地法第3条 関係

議長 議案書3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、151号及び152号について、審議をいたします。これらの案件について、〇〇委員は、当事者本人であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退室願います。

(〇〇 委員退室)

議長 それでは、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願いたします。
失礼して、着座にてご説明させていただきます。
議案書4ページをご覧ください。

151号、は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

152号は、〇〇の 〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上2件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

以上2件であります。これらについて、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

地区委員 151号、152号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題ありませんということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり許可することいたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了いたしましたので、入場を認めます。〇〇委員さん、お入りください。

(〇〇 委員着席)

議 長 それでは、審議を再開いたします。
残りの19件について、事務局から説明いたします。

事務局 議案書4ページをご覧ください。
148号は、〇〇の 〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
149号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
150号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
153号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
154号及び155号は、〇〇の 〇〇氏及び 〇〇氏が、互いの農地に設置している開水路の使用に係る地役権を設定しようとする申請でございます。

なお、これらの申請ですが、令和6年1月第10回総会において審議されたものですが、両号ともに設定する範囲の面積、また今回の申請でいいますと155号に該当する申請については、譲受人に誤りがあったことから取消願が提出されており、再申請となります。

議案書5ページをご覧ください。

156号は、〇〇の株式会社 〇〇が、新規就農のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

157号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から贈与を受けようとする申請でございます。

158号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

159号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

160号は、〇〇の農事組合法人 〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

161号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

162号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

163号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書6ページをご覧ください。

164号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

165号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

166号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

167号及び168号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 及び〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上19件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

156号、161号、163号、165号、167号及び168号の6件は新規就農であり、これらのうち156号並びに167号及び168号の就農者2名については、面接を行いましたので地区委員さんから報告を、そのほかの就農者については、家庭菜園等、自家消費を目的としたものでありますので事務局より一括して報告いたします。

まず、156号について、日野哲也委員さん、よろしく願いいたします。

日野哲也委員 はい、失礼します。

今回の新規就農希望者につきまして、2月6日に西条市役所において面接を行いました。面接を行ったのは、加藤会長、宮武委員及び私、日野です。当案件の申請人は、〇〇の株式会社 〇〇 代表取締役

〇〇氏であります。〇〇の農地、〇〇㎡を買い受け、就農しようとするものです。予定している作物は、絹かわなす及び里芋です。法人で農地取得となることから、農地所有適格法人の要件は満たしており、同法人の新規就農者になります。

〇〇氏は、令和5年4月に〇〇農業大学校に入学し、令和6年3月卒業見込みです。大学校では、受講プログラムに含まれるインターン実習として、農事組合法人 〇〇で研修生として、通算88日間、営農を学んでいます。また大学校入学前の4か月間は同生産組合でアルバイトもしております。

その他、西条市での営農等について指導し面接を終了しました。農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

167号及び168号について、黒河祐二委員、よろしく願いいたします。

黒河祐二委員 はい。

今回の新規就農希望者につきまして、2月13日に〇〇内で面接を行いました。面接を行ったのは、山内委員と私、黒河です。当案件の申請人は、〇〇の 〇〇 氏、〇歳であります。〇〇氏は現在、社会福祉法人 〇〇の理事長兼園長です。西条市では新規就農者となりますが、〇〇で、〇〇㎡の農地を所有しており、主に玉ねぎを栽培しております。〇〇の農地、〇〇㎡を買い受け、就農しようとするものです。予定している作物は、玉ねぎです。取得する農地の耕作は、同法人の職員であり、〇〇氏の孫2人も一緒に耕作する予定です。収穫ができるようになれば、運営する施設へ販売します。

今後について、理事長の意向及び条件にもよりますが、〇〇周辺の耕作放棄地を取得し、規模拡大する考えもあるようです。

その他、西条市での営農等について指導し面接を終了しました。農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございました。

続きまして、161号、163号及び165号について、事務局より報告いたします。

事務局 161号、163号及び165号について事務局より報告させていただきます。161号は〇〇の 〇〇 氏、〇才、〇〇の農地〇〇㎡、163号は〇〇の 〇〇 氏、〇才、〇〇の農地〇〇㎡、165号は〇〇の 〇〇 氏、〇才、〇〇の農地〇〇㎡をそれぞれ買い受け、就農しようとするものであります。予定している作物は、〇〇氏は季節野菜、〇〇氏は水稲、〇〇氏はさつまいもです。

〇〇氏は30年前から妻名義の申請地で野菜を中心に耕作しております。数年前に離婚をしましたが、引き続き耕作を続けていきたいと思ひ、下限面積も撤廃された事に伴ひ、新規就農に至りました。

〇〇氏は20年前から自宅に隣接する農地を借りて耕作しております。今回、自宅周辺の農地売却の話があり、下限面積も撤廃された事に伴ひ、新規就農に至りました。

〇〇氏は3年前から今回取得する農地で水稲をしております。現在は会社員であり、水稲の時期のみ従事となりますが、農地取得にあたり、日数に問題ありません。また、出荷予定はなく、自家消費です。〇〇からの移住のため、令和5年9月7日に地区委員である、武田安博委員に相談しております。

三者とも、今後規模拡大予定はありません。就農及び農地の取得については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

以上19件であります。151号及び152号を除き、148号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

地区委員 148号 問題ありません。

149号 問題ありません。

150号 問題ありません。

153号、154号、155号 問題ありません。

156号、157号 問題ありません。

158号、159号 問題ありません。

160号、161号 問題ありません。

162号 問題ありません。

163号 問題ありません。

164号 問題ありません。

165号 問題ありません。

166号 問題ありません。

	167号、168号 問題ありません。
議長	ありがとうございます。 地元の委員さんからは問題ありませんということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。
委員一同	異議なし。
議長	ありがとうございます。 「異議なし」ということですので、以上19件を原案どおり許可することといたします。
	<u>農地法第4条関係</u>
議長	次に、議案書7ページ、議案第2号、農地法 第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。 議案内容について、事務局から説明いたします。
事務局	議案書8ページをご覧ください。 19号は、〇〇の 〇〇 氏が、貸露天駐車場に転用しようとする申請でございます。 申請地の一部には、犬を放すためのフェンスの囲いが設置されており、本件申請にあたり、これが違反転用であることを知った申請人からは「農地法に係る許可を得ないままであったことにつきましては、誠に申し訳ございません。以後このようなことがないよう農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。 20号は、〇〇の 〇〇 氏が農業用倉庫を建築しようとする申請でございます。 以上、2件、ご審議よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 以上2件であります。19号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
地区委員	19号 問題ありません。 20号 問題ありません。
議長	ありがとうございます。

地元の委員さんの方からは問題ありませんということでありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上2件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、議案書9ページ、議案第3号、農地法 第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 議案書10ページをご覧ください。

133号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

134号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の〇〇 氏及び〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、建売住宅20棟を建築しようとする申請でございます。

135号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

136号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

議案書11ページをご覧ください。

137号は、〇〇の 〇〇 氏が〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

138号、139号及び140号は、〇〇の有限会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、営農型太陽光発電設備の許可を更新しようとする申請でございます。

141号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

142号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

以上10件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>以上10件であります。133号から順次、地元の委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
地区委員	<p>133号 問題ありません。</p> <p>134号、135号 問題ありません。</p> <p>136号 問題ありません。</p> <p>137号 問題ありません。</p> <p>138号、139号、140号 問題ありません。</p> <p>141号 問題ありません。</p> <p>142号 問題ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元の委員さんからは問題ありませんということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>「異議なし」ということでありますので、以上10件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。</p>
<p><u>農業振興地域整備計画変更関係</u></p>	
議 長	<p>次に、議案書12ページ、議案第4号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>議案書13ページをご覧ください。</p> <p>位置図及び地番図は14ページから15ページになります。</p> <p>17号であります。申請人である〇〇氏は、申請地及び申請地の隣接地を借用し畜産を営んでおりますが、このたび牛の飼育頭数を増やし事業拡大を目指すことから、申請地に畜舎を建築するため、農用地区域内の農地を農業用施設用地に変更しようとするものでございます。</p> <p>申請地には、既に畜舎が建築されておりますが、これは所有者の亡父親が数十年前に建築したもので、〇〇氏から当該地を購入したいとの申出を受け調査した結果、違反転用であることが発覚いたしました。</p>

た。所有者からは、「この機会に正規の手続きを履行し、違反のない状態に戻したく寛大なるお取り計らいを賜りますようお願いいたします」との始末書が提出されております。

18号であります。申請人である〇〇氏は〇〇地区で稲作を主とした農業を営んでおりますが、経営規模拡大を図るため、このたび子供とともに玉ねぎ栽培を開始しました。これにより既存の農業用倉庫だけでは収納スペースが不足することから、新たに農業用倉庫を建築するため、農用地区域内の農地を農業用施設用地に変更しようとするものでございます。

本件は是正案件であり、申請地には、既に倉庫が建築されておりますが、これは、大工をしていた申請人が昭和55年に大工仕事を行う作業場として建築したもので、建物の登記を専門家に依頼した際に違反転用であることが発覚いたしました。申請人は深く反省し、「農振法及び農地法についての知識と理解が乏しく、申し訳ありませんでした。これからは法令を遵守しますので、このたびの件に関しては寛大な処置をお願いします」との始末書が提出されております。

以上2件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

以上2件ではありますが、17号から順次ご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

地区委員 17号、18号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ありませんということではありますが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

西条地域の農業の振興に関する計画関係

議長 次に、議案書16ページ、議案第5号、「西条地域の農業の振興に関する計画」の定期的な検証に対する意見の決定について、西条市長

から意見照会がありましたので、議案内容につきましては、計画策定の担当課であります農水振興課からご説明をいただきたいと思えます。お願いいたします。

農水振興課 農水振興課農業振興係の越智と申します。

越智係長 それでは、議案書16ページをお願いします。説明は16ページ以降の議案書に基づき行わせていただきます。

「西条地域の農業の振興に関する計画の定期的な検証に対する意見の決定について」と記載されているページです。いわゆる27号計画と呼ばれている計画についてです。

まず、27号計画について説明させていただきます。一般的に農振農用地、いわゆる青地農地については、農業振興地域の整備に関する法律「以下『農振法』と申します。」に基づき、市が農業振興地域整備計画、いわゆる農振計画を定めておりますが、農振法施行規則第4条の5第1項第27号に基づく計画、いわゆる27号計画は、市の農業振興策として農振計画を補完するものでございます。

一般的に農振法では、青地に指定された農用地を農振除外する場合の要件として、代替地がないことなどの6つの要件がございます。その中の一つに「土地改良事業等完了後8年を経過している土地であること」との規定があり、該当地については原則、除外は認められておりません。

しかしながら、「地域農業の振興に資する施設」としてこの27号計画に位置付けられた施設に関しては、ほ場整備などの面的整備事業を除く土地改良事業については、例外的ではございますが8年未経過であっても除外が可能となるものでございます。

議案書34ページをご覧ください。

34ページの右側に27号計画の概要がございます。計画の策定主体は市となっております、対象となる施設は農家住宅等の農業の振興を図る施設となっております。農家住宅の建設に関しまして平成30年12月及び令和3年12月に27号計画に位置付けられ、その後、農振除外、農地転用を経て現在、農家住宅が建設されております。

次に、本件で審議いただく検証についてのご説明です。

建設された農家住宅に関しては、34ページ右側下部にありますように、定期検証が必要となっております。検証に関しては、農用地以外の土地とされた翌年以降から5年を経過する日まで実施されることとなります。

当該土地に関しては、〇〇の土地は、平成31年2月に農振除外が行われていることから、今回の検証が4年目で、〇〇の土地は、令和4年3月に農振除外が行われていることから、今回の検証が2年目と

なっております。

検証内容といたしましては、「27号計画に従って建設された農家住宅が当該地域の農業の振興の方針及び達成すべき目標に沿って効用を発揮しているかについて」でございます。

具体的には、「申請者の親が周辺で農業を営んでおり、申請者は今後親の農業経営を継承し、地域農業の担い手として活躍することが期待できるかどうかについて」でございます。

以上、説明を終わります。

議長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いしたいと思います。

まず、地区委員さんにご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

地区委員 ○○の件については、問題ありません。
○○の件についても、問題ありません。

議長 ありがとうございます。
ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、計画を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議長 次に、議案書37ページ、議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 議案書39ページをご覧ください。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書40ページから70ページとなっ

ております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、182件、面積は、59万2,667.35㎡となっております。

そのうち、所有権移転は、8件、面積は、2万1,688㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案書40ページです。申請番号2172号の借受人は新規就農者ではありますが、地区担当委員が面接は不要と判断したということで、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 事務局より報告させていただきます。

今回の新規就農者は〇〇の 〇〇 氏、〇才であります。〇〇氏は農事組合法人 〇〇で2年間の研修を終了し、今回、〇〇の農地〇〇㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。栽培する作物は、いちごです。研修時の作物とは違うため、いちご農家の指導を受けながら開始するそうです。

今後については、栽培の状況を見ながら、規模を拡大していく予定です。〇〇氏の就農については特に問題はないと判断します。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。

委員の皆さん、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議長 次に、議案書71ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和6年1月16日から、令和6年2月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を41件、農地法第3条取消願2件、農地法施行規則第29条第1号届出1件を受理しております。

農地法第3条の取消願2件についてご説明いたします。

議案書81ページをご覧ください。

先ほど議案第1号の154号及び155号案件のところでも簡単にご説明いたしましたが、取消願2号及び3号の案件は、令和6年1月第10回総会においてご審議いただき許可を受けたものでございます。許可を受けた際の申請面積は、両号ともに農地一筆ごとの全ての面積でしたが、正しくは地役権を設定する範囲の面積で申請すべきであったこと、また取消願の3号については、互いの農地に設置した開水路の相互利用を目的としているため、他方の農地の所有者を譲受人とすべきところ、第3者を譲受人として申請していたことから、取消願が提出されたものでございます。

以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

報告承認案件について、何かご意見、質問等、ございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 ありがとうございます。

ないようですので、報告承認案件を終了いたします。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。この際ですので、何かほかにごございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 それでは、ないようですので以上を持ちまして総会を閉会したいと思います。

慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	「西条地域の農業の振興に関する計画」の定期的な検証に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和6年3月5日 午後2時44分